

交通事故の相談は、県の「交通事故相談所」へ

☎ 建設課 都市計画係 ☎62-9217

長野県では、交通事故に遭ったり、交通事故を起こして困っている方に適切なアドバイスを行うため、県内3か所に「交通事故相談所」を設けています。専門の相談員が、無料で電話や面接による相談に応じます。交通事故の事でお困りの方は、お気軽にご相談ください。

●こんな相談をお受けします

- ・過失割合や賠償額がどのように決められるのか分からない
- ・示談は、どうやって進めればよいか不安
- ・治療にかかる費用は、労災保険や社会保険で支払ってもらえないのか など

●巡回面接相談（完全予約制）

常設相談所に行けない方のため、相談員が会場に向いて相談に応じます。

【電話予約】 ☎57-2902

【相談会場】 諏訪地域振興局
(諏訪市上川1丁目1644-10)

【相談日時】 毎月第2木曜日※
午前10時～午後3時
※祝日の場合は、翌木曜日

●常設相談所

【相談会場】

長野本所 長野合同庁舎南庁舎内 ☎026-235-7175

松本支所 松本地域振興局内 ☎0263-40-1949

飯田支所 南信州地域振興局内 ☎0265-53-0429

【相談時間】

午前8時30分～午後5時15分（土・日・祝日を除く）

期限にご注意ください「富士見町住宅リフォーム事業補助金」

～令和2年度の工事は令和3年3月31日までに～

☎ 建設課 都市計画係 ☎62-9217

新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、令和2年度は補助制度を改正し、緊急経済対策として今までの補助金に最大20万円加算していますが、令和3年度はこの補助金の加算を行いません。

そのため、緊急経済対策住宅リフォーム事業の加算を受けるためには、令和3年3月31日までに工事が完了し、かつ「富士見町住宅リフォーム事業補助金交付申請書・完了実績報告書」を提出していただく必要がありますのでご注意ください。詳しくは担当までお問合せください。

●富士見町住宅リフォーム事業補助制度

【対象者】

富士見町に住民登録のある方で、補助対象建築物の所有者であって、富士見町が賦課する町税および料金の滞納がない方

※以下に該当する場合は補助金が加算されます。

ア. 移住者

イ. 多世代同居をしているまたはしようとする方

ウ. 居住誘導区域内でリフォームする方

エ. 消防団員等

【対象建築物】

①対象者が町内に所有し、居住または居住しようとする個人住宅等ならびに住宅と同一敷地内の倉庫、車庫、物置等

②道路に接しておらず、倒壊の危険性を有し、除却が必要なブロック塀

【対象工事】

- ・工事費用が10万円を超える工事
- ・町内業者が施工する工事

補助金額

- 補助対象工事費の1/2(上限10万円)
+
- 対象者ア.イ.に該当の方は上限30万円加算
+
- 対象者ウ.エ.に該当の方は上限5万円加算
+
- 補助対象工事費の1/10(上限20万円)加算
(※緊急経済対策住宅リフォーム事業として加算)

3月31日まで！
期限にご注意ください

